

設計会員がオープンシステムによる業務を受注する場合の規約

設計会員が、オープンシステムによる業務を受注するにあたり、以下の規約を定めます。

第1条（業務の受注）

設計会員は自ら営業し、オープンシステムによる業務を受注し、依頼主との直接契約を原則とします。これに対してイエヒトがロイヤリティを求めることはありません。

第2条（業務受注のオプション）

設計会員は、第1条での受注に加え、次の方法で受注する事ができます。

- イ) イエヒトからの紹介による受注
- ロ) イエヒトとの共同契約による受注

第3条（イエヒトからの紹介による受注）

1. イエヒトは、依頼主から設計会員との仲介を依頼されたとき、設計会員を紹介します。
2. 紹介された設計会員が、依頼主と業務委託契約を締結したとき、業務報酬額の1割をイエヒトに支払います。支払い時期は工事着工時とします。
3. 前項は、受注物件がオープンシステム建物登録制度に登録されなかった場合でも、同じです。

第4条（イエヒトとの共同契約による受注）

1. 設計会員はイエヒトと連名で依頼主と業務委託契約を締結します。
2. 設計会員とイエヒトの業務区分は第5条に定める通りです。
3. 業務報酬額はイエヒトが定める報酬規定によります。
4. 業務報酬の分配割合は、設計会員が8割、イエヒトが2割とします。
5. 業務報酬の受領は、契約書記載の支払い時期に基づき、イエヒトが行います。イエヒトは報酬を受領したら、速やかに設計会員に支払います。
6. 設計会員の算定基準による業務報酬額が、3項による業務報酬額を上回る場合は、イエヒトと協議を行い依頼主に提示します。この場合にイエヒトが受け取る業務報酬の分配割合は第四項と同じです。

第5条（共同契約の業務区分）

イエヒトと共同契約による場合の業務区分を以下のように定めます。

1. 設計会員は、業務委託契約約款に定める業務を行います。
2. イエヒトは、次の業務を行います。
 - イ) メーリングリストによる進捗状況の把握及び助言
 - ロ) 建築士業務委託契約書の作成
 - ハ) 工事請負契約書の作成
 - ニ) 住宅瑕疵保険加入手続き

第6条（オープンシステム未経験事務所に対する業務サポート）

1. 設計会員は、初めてオープンシステムを行う場合、イエヒトのサポートを受けなければなりません。このサポートは最初の1棟で行います。2棟目以降は任意です。
2. イエヒトは、次のサポートを行います。
 - イ) メーリングリストを活用した進捗状況の把握及び助言
 - ロ) オープンシステムに必要な書類を作成する為の助言及び作成
 - ハ) オープンシステム建物登録制度への登録手続きの助言及び手続き
 - ニ) 住宅瑕疵保険の取次ぎ
3. 設計会員はサポート費用として対象物件の業務報酬額の1割（消費税別）をイエヒトに支払います。但し、業務報酬額が300万円未満の場合は、同費用は30万円（消費税別）とします。支払い時期は工事着工時とします。
4. 前項の費用は、イエヒトから紹介された物件であれば第3条に、イエヒトとの共同受注の物件であれば第4条に定める費用を加算して支払います。

第7条（遵守事項）

1. イエヒトは、設計会員が営業している顧客であることを知りながら、他の設計会員への紹介及び、共同契約を促しません。
2. 設計会員はイエヒトが紹介した依頼主と業務委託契約を締結したときはイエヒトに報告します。

第8条（協議事項）

本規約の定めにないことで、要協議事項が生じたときは、設計会員とイエヒトが協議してこれを決定します。

令和元年9月1日

第9条（規約の変更）

本規約の内容、条項の変更が生じたときは、イエヒトはこれを定め、設計会員に告知します。

以上

本規約に同意します。

令和 年 月 日

住 所

事務所名

代表者名

印